

受付期間: 令和2年9月7日～23日(期間内消印のみ有効)

市独自の取り組みで事業継続を支援します

## 八王子市事業継続緊急支援金



詳しくは市のホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響が多くの方々に及んでいるため、八王子市事業継続緊急支援金の対象を拡大します。

### 対象...以下のすべてに該当している事業者

- 市内に事業所があること
- 2020年3月末までに事業を開始していること
- 令和2年1月～6月のいずれかの一か月の売上が、前年同月比で70%以上減少していること
- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者・個人事業者であること
- もしくは、資本金(出資金)または従業員(職員)数が中小企業基本法第2条第1項の基準と同等の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人であること
- 金融業・郵便業でないこと
- 東京都感染拡大防止協力金の支給対象に該当しないこと
- 市税の滞納がないこと
- 暴力団、暴力団員その他反社会的勢力及びそれらと関係がないこと
- 政治及び宗教団体とその関連する組織でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に関連する事業でないこと
- 事業継続の意思があること
- これまでに本支援金を受給していないこと

### 支給額

1事業者あたり25万円

### 受付期間

令和2年9月7日(月)～23日(水)

**注意: 上記期間の消印のみ有効です。期間外消印の申請は無効となります。また、予算の範囲内で交付するため早期に受付を終了する場合があります。**

### 申請方法

裏面の提出書類を用意し、下記まで郵送で提出してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため**郵送でのみ**受け付けます。

< 郵送先 >

〒190-0023

東京都立川市柴崎町2-12-24 MK立川南ビル3階

八王子市事業者支援事務局(株式会社JTB東京多摩支店)

事業継続緊急支援金 係



提出書類については裏面をご覧ください。

# 提出書類

各提出書類について詳しくは「申請の手引き」をご参照ください。  
申請書や申請の手引きはホームページからもダウンロードできます。

## 交付申請書兼請求書(様式第1号の4)

詳しい書き方は記入例を参考にしてください。

## 支援金振込口座が確認できる書類

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる通帳等の表紙と最初のページの写しをご提出ください。

## 直近年度の確定申告書(法人は法人税、個人事業者は所得税)

税務署の受付印または電子申告受信通知が確認できるものをご提出ください。

## 営業許可書等資料の写し

## 売上高の減少を証明する書類

決算報告書・売上台帳・確定申告の月別売上表等様式は問いません。  
申請書に記載した売上の根拠となるものをご提出ください。

## 登記簿謄本(法人のみ)

法務局の登記官印があるもので、発行から3か月以内のものをご提出ください。

## 住民票の写し(個人事業者のみ)

申請者本人のものでマイナンバーの記載がなく、発行から3か月以内のものをご提出ください。

## 受付期間

**令和2年9月7日(月)～23日(水)**

**注意: 上記期間の消印のみ有効です。期間外消印の申請は無効となります。  
また、予算の範囲内で交付するため早期に受付を終了する場合があります。**

書類に不備があると受付業務に滞りが生じます。郵送前に確認をお願いします。

## 問い合わせ先

八王子市緊急支援金専用コールセンター

[Tel:0570-200-398](tel:0570-200-398)(午前9時～午後5時、土日祝日除く)